マッダ健康保険組合 TEL082-287-4644 内線 22860

## 医療費通知の紙面による発行の廃止について - 「PepUp」での通知に一本化します -

マツダ健康保険組合では、加入者のみなさまに医療費通知を定期的に発行しております。 みなさまがかかられた医療費の窓口支払額・健保組合負担額の実状を把握していただくことで、ご自身と ご家族の健康を支出面から思いを巡らせていただき、日々の健康づくりや、みなさまの健康を守り高める 健康保険事業にご協力いただくことを狙いとしております。

2020 年 2 月時点までこの通知は、個人向け Web サイト「PepUp (ペップアップ) 」への毎月の掲載と、 年 1 回紙面による発行とを並行して行ってまいりましたが、次期 2020 年分より年度末の紙面での発行を 廃止し、 PepUp への掲載に一本化いたします。

紙面での発行を廃止することにより、経費節減のほか、個人情報漏洩リスクも軽減されることになります。

PepUp での医療費通知は、受診月の4ヵ月後に掲載しますので、いつでも閲覧が可能です。領収書を保管いただき、医療機関・日数・金額等の確認をお願いします。まだ利用されていない方は、2月に発行した「PepUp へのユーザー登録のお願い」の手順に従ってユーザー登録をお願いします。

PepUp についてはこちらをご確認ください(マツダ健保 HP 内の PepUp 案内にリンクします)。

## ※※医療費控除にも利用できます!※※

PepUp に掲載している医療費通知は、データ(XML 形式)をダウンロード して、「医療費控除の明細書」に代えて医療費控除の電子申告(e-Tax)に使用することができます。この場合、法令上、領収書を保存する必要はありません。

ただし、書面で申告する場合、PepUp 画面を印刷して使用することはできません。「医療費控除の明細書」を作成し添付する必要があり、領収書の保管が必要です。

なお、医療費控除などの還付申告だけであれば、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間いつでも申告することができます。

(詳しくは、国税庁のホームページまたは最寄りの税務署でお尋ねください。)